

空き家を改修される方に補助します！

町では、空き家活用の促進及び地域経済の活性化のために、町内にある空き家を改修する方に助成金を交付します。

改修に係る工事費の50%以内で最大100万円を補助します。

《助成対象者》

助成対象工事の完了後1か月以内に当該空き家に住民登録を異動することができる者。
市町村税等の滞納がない者。

《助成対象空き家》

町内にあるもので、継続して1年以上誰も居住していないもの。
助成対象工事の完了後1か月以内に所有者又は活用者の住民登録が異動されるもの。

《助成対象工事》

建築基準法に違反しないもの。
町内の業者が施工する工事であること。
助成金の交付決定後に着手する工事であること。

《助成金額》

改修に係る工事経費の100分の50に相当する額以内で、100万円を限度とする。

※ 掲載されている内容は一部に過ぎません。
詳しいことについてはお気軽にお尋ねください。

問合せ先：本庁 建設課 管理係 0846-65-3124

大崎上島町空き家活用助成金申請書

委任状

大崎上島町空き家活用助成金交付要綱

《 手 続 き の 流 れ 》

- ① 【申請者→町】助成金交付申請書（様式第1号）を提出
↓
- ② 【町→申請者】書類審査後、助成金交付決定通知（様式第2号）
↓
- ③ 【町内の施工業者】改修工事着手 ※交付決定前に着手した工事は対象外
↓
- ④ 【町内の施工業者】改修工事完了 ※当該年度の2月末までの完了
↓
- ⑤ 【申請者⇔施工業者】工事代金支払い
↓
- ⑥ 【申請者→町】助成事業実績報告書（様式第5号）を提出 ※当該年度の3月15日までの提出
↓
- ⑦ 【町→申請者】書類審査及び現場確認後、助成金交付額の確定通知（様式第7号）
↓
- ⑧ 【申請者→町】助成金確定通知書により、助成金交付請求書（様式第8号）の提出
↓
- ⑨ 【町→申請者】助成金交付請求書に基づいて、町から指定の口座に助成金を交付

《 助成対象となる工事 》

工事区分	内 容
改修工事	(1)住宅本体の屋根、外壁、基礎、天井、床、内壁等の改修工事 (2)併用住宅の非個人住宅部分（店舗・事務所等）を居住用に改修する工事 (3)居室、台所、浴室、便所等の改修工事 (4)住宅本体の建具（窓、ふすま、戸等）の取替工事 (5)住宅本体の居住部分の床面積を一部増加させる工事 (6)住宅本体の改修工事に伴う設備の導入又は交換工事 (7)住宅本体の修繕工事 (8)住宅本体の模様替え工事 (9)(7)及び(8)に伴う設備の導入又は交換工事
その他	(10)町長が適当と認める工事

- ※ 家具及び家電製品等の購入費、各種申請に係る費用は除きます。
- ※ 門、塀、外構工事等住宅本体以外の工事は除きます。
(ただし、水道の配管や電気の配線等、住宅本体の工事に附随する工事は含みます。)

【お問合せ先：建設課 管理係 0846-65-3124】

大崎上島町空き家活用助成金交付事業対象工事例

工事の内容	対象	備考
個人住宅の居住部分の改修	○	
併用住宅のうち、居住部分の改修	○	
屋根、外壁、柱、基礎、軒天の改修、塗装、コーキング	○	
床、内壁、天井材の張替	○	
間取り等の変更に伴う床・内壁・柱・天井等の改修	○	
台所、浴室、トイレ、洗面所の改修	○	
雨樋の取替	○	
ドア、ふすま、障子等、建具の取替	○	
ガラス、網戸の交換工事	○	
サッシの設置、取替工事	○	
ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置工事	○	
換気扇、換気空清機ロスナイの設置	○	
エレベーターの設置	○	
スイッチ、コンセント、屋内配線等の電気工事	○	
床暖房設備工事	○	
システムキッチンの設置	○	
エコキュートの設置	○	
給排水衛生設備工事	△	本体工事に附随するものに限る
カウンター、棚の設置	△	住宅本体に固定するものに限る
床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	△	町や他の補助金を受けたものはその工事経費を対象外とする
合併浄化槽の設置		
太陽光発電装置の設置		
電気製品（エアコン、テレビ等）の購入	△	住宅本体への埋込型に限り可
併用住宅のうち、店舗、事務所部分の改修	△	居住用に改修する場合は可
住宅と別棟の車庫、物置の設置	×	
門扉、塀ほかの外構工事	×	
ウッドデッキ、パーゴラの設置	×	
広告、看板の設置	×	
各種申請に係る費用	×	
この表に定められていない工事	△	個別審査により決定

※原則、申請者が居住する住宅本体部分に係る工事に限ります。

※家具及び家電製品等の購入費、各種申請に係る費用は除きます。

※門、塀、外構工事等住宅本体以外の工事は除きます。（ただし、水道の配管や電気の配線等、住宅本体工事に附随する工事は含みます。）